

令和8年度茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務について、以下のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 茨城県港湾事業公営企業会計移行支援業務
- （2）委託業務の内容 仕様書のとおり
- （3）委託業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

（委託業務の執行）

第2条 乙は、委託業務を仕様書に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（仕様書の変更）

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、仕様書を変更することができる。この場合、本契約を変更する必要性が生じたときには、甲乙協議の上、本契約の内容を変更することができる。

（業務計画書の提出等）

第4条 乙は、本契約締結後速やかに業務計画書（事業工程表）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、業務計画書の変更をしようとするときには、変更後の業務計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、委託業務が終了し、第10条の規定による適合の通知を受けた後、乙は速やかに請求書を甲へ提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき請求書を受領した場合は、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙はその請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1

項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定による再委託を受けた再委託先に第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定を遵守させなければならない。

(実績報告等)

第9条 乙は、委託業務が終了したときは、成果品及び業務完了報告書を委託業務終了の日から起算して10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(検査及び委託料の額の確定)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から成果品及び業務完了報告書の提出があったときには、遅滞なく、委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、業務完了報告書及び成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、業務完了報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定により業務完了報告書及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。

4 甲は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の検査の結果、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(貸与品)

第11条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された資料等(以下「貸与品」という。)は、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、業務従事者以外の閲覧を禁ずること。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、提供された貸与品を委託業務の実施以外に使用してはならない。

4 乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は

損害を賠償しなければならない。

(進捗状況の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進捗状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲から指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66号第2項第1号において準用する同上第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(契約内容不適合)

第16条 甲は、第10条第1項の検査に合格した成果品であっても、当該成果品に本契約及び仕様書で定める内容に適合しない状態があった場合は、検査通知後1年以内において、その修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、前項の契約不適合に係る修補の請求があった場合は、速やかに所要の修補を行い、検査を受けなければならない。

3 前2項の場合において、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を伸長することはできない。

(業務の中止等)

第17条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難になったときは、

その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときには、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反したとき。
- (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他、本契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。

- 3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

- 4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じて、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

- 5 第1項の規定により、本契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲の賠償の責めを負わないものとする。

- 6 第3項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第19条 甲は、前条第1項各号の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

- 2 本契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害賠償の責めを負うものとする。

(契約不履行の損害賠償)

第20条 乙は、本契約に基づく義務の遂行を理由なく怠り、又は中止したときには、これにより甲が受けた損害を補償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第21条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第22条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第24条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 (所在地) 〇〇
(代表者名) 〇〇

特記事項

1 受託者の責務

本契約の履行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

本契約を履行するため個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

本契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、本契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

本契約を履行するにあたって取り扱う個人情報が記録された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。）は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

本契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記録した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。